

中井町住宅用太陽光発電システム等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム、エネルギー管理システム（HEMS）及び蓄電池（以下「システム等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム等)

第2条 補助対象となる太陽光発電システムは、次の各号に定める要件に適合したものとす。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（日本工業規格又はIEC等の国際規格により定められたシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。

(2) 未使用品であるもの。

2 補助対象となるエネルギー管理システム（HEMS）、蓄電池については、国の定める「HEMS機器導入支援事業」、「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金交付規定」の対象として指定されている機種であり、未使用品であるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内の自ら居住するための住宅に、申請年度内にシステム等の設置又は新築のシステム等が備え付けられている住宅の購入が完了できる者であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 電灯契約を結んでいる個人であり、設置する住宅（店舗、事務所等との併用を含む。）は、住居として使用されているものであること。

(2) 設置する住宅が、当該居住者の所有物でない場合は、書面により所有者の同意を得ていること。

(3) 過去に本要綱により、同じシステムの補助金の交付を受けていない者。ただし、太陽光発電システムの増設については、過去の補助金の交付額と併せて補助金上限額の範囲内で補助を受けることができる。

(4) 蓄電池については、太陽光発電システムと接続して設置する者。

(5) 町税等の滞納がない者であること。

(6) なかいエコモニター（環境家計簿モニター）に申込みをし、1年間分の報告書の提出に協力できる者。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げる設備の設置等に要する経費とする。

(1) 太陽電池モジュール

(2) HEMS本体

(3) 蓄電池本体

(4) 架台

(5) インバータ及び保護装置

(6) 接続箱

(7) 直流側開閉器

(8) 交流側開閉器

- (9) 余剰電力販売用電力量計
- (10) 配線、配線器具の購入及び据付
- (11) 設置工事に係る費用
- (12) 前各号に掲げるもののほか、システムの設置工事に関する費用で町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 太陽光発電システムの補助金額は、1万5千円に、太陽電池の最大出力値(単位はキロワットとし、小数点以下第3位を切り捨てた最大出力値とする。)を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てた額)とする。ただし、5万2千円を上限とする。

- 2 蓄電池の補助金額は、定額5万円とする。
- 3 エネルギー管理システム(HEMS)の補助金額は、定額1万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、システム等の設置工事を着手する前又はシステム付き住宅を購入する前に、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) システム等の仕様書(太陽電池モジュール・蓄電池の型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているものをいう。)
- (2) システム等の設置予定場所の現況のカラー写真
- (3) 工事請負契約書の写し(工事着工予定日及び工事完了予定日が明記されていること)又は住宅用太陽光発電システム・蓄電池付住宅の売買契約書の写し(引渡し予定日が明記されていること。)
- (4) システム等の設置場所の位置図(図面及び地図)
- (5) 太陽光発電システムと蓄電池の接続が確認できる図面等(蓄電池を設置する者)
- (6) 所有者の同意書(設置する建物を共有、または申請者と建物所有者が異なる場合)
- (7) なかいエコモニター申込書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助対象とするシステムと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者へ通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(事業の変更等)

第8条 申請内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更等を承認するときは、計画変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 3 補助事業を中止する場合は、速やかに中止届出書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、システム等の設置を完了した日から30日以内又は、システム等の設置を完了した日の属する年度の3月20日（土、休祭日の場合は翌営業日とする。）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（発行日から3カ月以内のもの）
- (2) システム等の設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール設置枚数が確認できる写真とし、写真撮影ができない場合はシステム等の配置図を添付すること。）
- (3) システム等の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し、または電力会社の承諾印が押された電力需給契約申込書の写し。
- (5) 電力使用量及び契約の照会に係る委任状
- (6) 太陽光発電システムについては、設置した太陽電池モジュールの変換効率、未使用品であることが確認できる出力対比表（設置枚数分の出力と製品番号の対比ができるものに限る。）
- (7) その他町長が必要と認めるもの

(環境家計簿モニター報告)

第10条 申請者は、システム等の設置を完了した翌月から1年分、2か月ごとに翌月の10日（土、休祭日の場合は翌営業日とする。）までに、環境家計簿モニター報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定及び通知)

第11条 町長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、その旨を補助金交付額決定通知書（第7号様式）により申請者へ通知するものとする。

- 2 申請者は、補助金交付額決定通知書の通知があったときは、補助金交付請求書(第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分等)

第12条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けたものは、法定耐用年数の期間内は、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付け、又は担保してはならない。
- 3 補助金の交付を受けたものは、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。この場合、町長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 4 町長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

(決定の取り消し)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 第10条に定める提出書類に不足があった場合。
 - (4) 町長の承認を受けずに取得財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付け、または担保した場合。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書(第10号様式)により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第14条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金を交付しているときは補助金返還命令書(第11号様式)により返還を命ずるものとする。
- 2 前項に規定する命令を受けたものは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を町長に返納しなければならない。

(雑則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

